

業務仕様書

1 業務名

新型コロナウイルス感染症陽性患者等帰宅等支援事業（以下「搬送業務」という。）

2 契約履行期間

令和4年10月1日から令和4年11月30日まで

※ただし、期間満了までに委託者または受託者のいずれからも契約終了の通知がないときは、本契約と同一条件で令和5年3月31日まで継続できるものとする。なお、新型コロナウイルス感染症の動向等により期間中に業務が終了する場合は契約を解除できるものとする。

3 業務内容

(1) 業務概要

ア 受託者は、受託者が用意する専用車両（タクシー等）により、本市内の重点医療機関、協力医療機関その他関係期間（以下「医療機関等」という。）から新型コロナウイルス感染症陽性患者又は疑似症患者（以下、「患者」という。）の発生等、医療機関等から患者の自宅等への搬送依頼を、保健所を経由せずに受託者が直接受けることにより配車をし、患者の自宅等に搬送する。

イ 上記アのほか、受託者は、保健所が作成する運行依頼書に基づき患者を指定された場所へ搬送する。

ウ 受託者は、患者の搬送後、受託者の管理する場所又は委託者の指定する場所において、専用車両等の消毒を受託者自ら又は委託者により実施する。

(2) 業務時間及び配置車両台数

ア 業務時間

0時～24時まで（休憩3時間を除く実働21時間の交代勤務）

イ 配置車両台数

普通車両（1台につき1～2名程度を搬送） 8台

※感染状況を踏まえ、配置車両台数の増減を依頼することができる。この場合においては、2週間以上前までに委託者から受託者に通知するものとする。

(3) 待機場所

受託者が管理する場所で待機すること。また、委託者から待機場所の指定があった場合はその場所で待機すること。

(4) 車両の消毒

受託者は、搬送終了の都度、原則、受託者の管理する場所で車両の消毒作業を行うこと。患者が触れた部分については特に念入りに、それ以外の車内全体も含めて高濃度アルコール等の消毒剤を用いて清拭すること。また、委託者の指定する施設での消毒作業が必要な場合は別途協議により決定する。

なお、消毒作業にあたっては、防護服、マスク及び手袋等の感染防護措置を講じて実施するとともに、終了後は着用及び使用した物品は適正に廃棄するとともに、手袋を外した後すぐに手洗い等手指消毒を行うこと。

※感染症法等の国の関係法令、通達・通知等に基づいた感染症対策を適切に実施すること。

(5) 患者の搬送依頼方法

受託者は、あらかじめ搬送依頼を受け付ける専用ダイヤル及びオペレーターを設置し、搬送を希望する医療機関等は、専用ダイヤルに依頼するとともに、委託者に依頼の旨のFAXを送付するものとする。また、保健所から依頼を行う場合は、運行依頼書を作成し、電話、FAX、Eメール等により連絡する。

(6) 患者の搬送方法

運転手はあらかじめ委託者が支給する防護服等を着用し、専用ダイヤルオペレーターの指示に従い患者の搬送を行うものとする。

(7) 搬送に係る経費

搬送業務に使用する車両及び運行に必要な感染防止のための対策費用、その燃料費や車検費用等搬送車両に係るすべての費用は受託者の負担とする。また、運行時に患者又は医療機関等との連絡で使用する携帯電話は受託者が用意する。

なお、搬送業務において必要に応じて高速道路を使用した場合（原則、患者搬送後の待機場所への帰路の使用は除く。）は委託者に領収書等を提出することにより実費相当額を請求することができる。

(8) 体調管理

受託者は、毎朝、勤務者の健康チェックを行い、業務に適さない体調不良等がある場合は、当日の業務を見合わせることにし、受託者に連絡すること。

(9) 呼気中アルコール濃度の測定

受託者は、勤務開始時及び終了時に、勤務者の呼気中アルコール濃度の測定を行い、その結果を記録することとし、当該記録を1年間保存すること。なお、呼気中アルコール濃度が0.05mg/L（基準）以上の場合は、基準を下回るまでの間、事務室内で待機させるものとする。

(10) 業務記録の提出

受託者は搬送業務の遂行にあたり、「運転日報（別添資料2）」、「車両・消毒台数等内訳明細書（別添資料3）」、「集計表（別添資料4）」を作成し、業務終了後、Eメールにより遅滞なく提出すること。

(11) その他

業務中に事故が発生した場合及び業務内容に関する疑義が生じた場合は、直ちに委託者に連絡すること。

4 受託者が用意する搬送車両

(1) 搬送車両は、車内換気設備が装備され、運転席と助手席の運転エリアと後部座席の乗車エリアに区分し、ビニールシート等で仕切り、搬送業務従事者の感染予防対策を講じているものとし、常に整備し良好に管理を行い、本業務の遂行に支障ない状態であること。また、禁煙車であること。

(2) 道路運送車両法の関係法令を遵守し、定期点検整備等の諸手続きを終了していること。

(3) 自動車保険（任意保険）に加入していること。

5 業務実施における留意事項

(1) 搬送業務を遂行するにあたっては、運転手は第二種運転免許証を有し、委託者が支給する防護服等を着用し、感染予防対策を講じること。

- (2) 搬送業務中は、業務に専念するものとする。委託者が指定した場所以外への立ち寄ってはならない。
- (3) 運転手について、業務遂行中はやむを得ない場合を除き、車両から降車してはならない。
- (4) 患者を乗車させる際は、本人であることを確認したうえで乗車させること。
- (5) 車両には、原則として、運転手、患者以外の者を乗車させることはできない。
- (6) 受託者は、乗車対象者が患者であることに十分配慮して、安全運転等に努めること。
- (7) 車両内で使用した物品（携帯電話等）を、車外へ持ち出す場合は、消毒を実施すること。
- (8) 受託者は原則として運転手のみで業務を行うものとするが、あらかじめ患者の誘導等の必要性が認められる場合は、受託者自らの負担により補助者を同乗させ、誘導等の業務にあたらせることができる。
- (9) 運転手等が当業務により新型コロナウイルス感染症等に罹患した場合の当該運転手等への補償については受託者において行う。
- (10) 受託者は、契約締結後、搬送車両及び運転手の感染防護措置、車両の消毒方法について委託者の確認を受けること。

6 料金計算等

- (1) 車両使用料（人件費等含む）
下記対象車両をそれぞれ1台あたりの日額で積算する。
ア 稼働車両（出動があった場合）
イ 待機車両（出動がなく待機となった場合）
※出動があった場合とは、出動後に依頼がキャンセルになった場合を含む。また、搬送が日をまたいだ場合は、車両が出動した日が稼働車両の対象となる。
- (2) 車両消毒料（自社施行）
搬送後、自社で消毒作業を行った台数を積算する。
※搬送が日をまたいだ場合は車両が出動した日で積算する。
- (3) 消費税の取扱い
各単価内税とする。
- (4) 完了届の提出
受託者は毎月、業務の完了後に委託者へ完了届を提出し、委託者の検査を受けるものとする。
- (5) 請求
受託者は、検査合格後、月ごとに委託者に請求する。

7 個人情報の取扱いに関する留意事項

受託者はこの契約による業務を処理するにあたっては、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

8 業務主管課

札幌市保健福祉局保健所医療対策室業務調整課患者搬送担当係
(札幌市中央区北1条西19丁目 塚本ビル3階 電話 070-7404-4365)

9 事前提出書類

受託者は契約締結後速やかに、次の書類を委託者に提出すること。

また、契約履行期間中に提出した書類の内容を変更する場合には、速やかに委託者に変更後の書類を提出するものとする。

- (1) 受託者が用意する車両の車検証の写し
- (2) 搬送車両の車名及び車両番号、携帯電話番号を記載した書類

10 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 搬送業務に使用する車両において、アイドリングストップを行うなど、排気ガスの低減に努めること。

11 その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との協議のうえ決定する。

(別添資料)

- 1 搬送業務フロー
- 2 運転日報（例示あり）
- 3 車両・消毒台数等内訳明細書（例示あり）
- 4 集計表（例示あり）
- 5 事故発生時の対応

別記

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

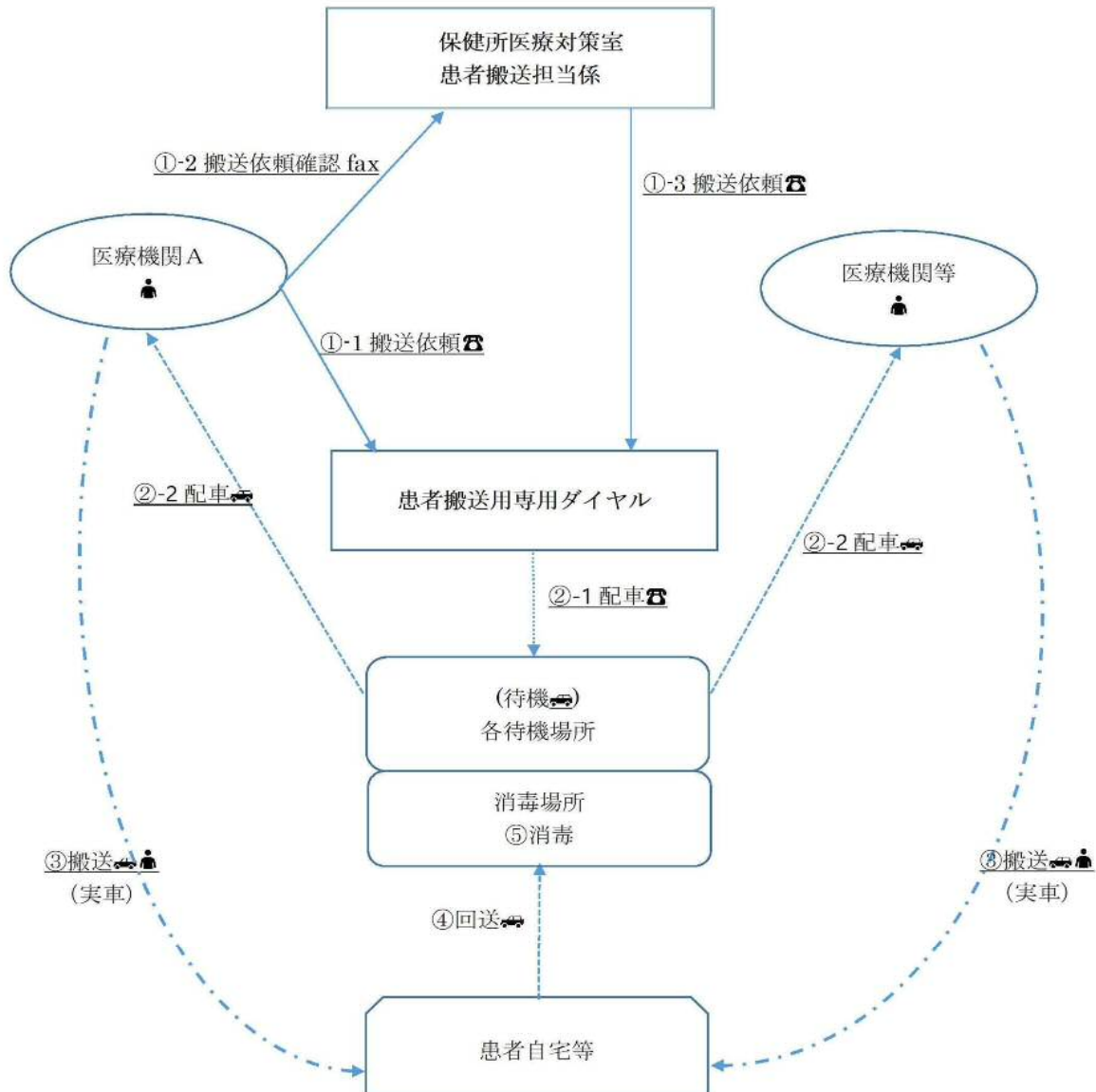
(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

【搬送業務フロー】



- ①-1、①-2 → 陽性患者等の搬送を希望する医療機関は、専用ダイヤルに依頼するとともに、保健所患者搬送担当係に依頼した旨の FAX を送付する。
- ①-3 → 保健所が運行依頼書を作成し、電話、Eメール等で依頼する。
- ②-1、②-2 → 専用ダイヤルでは、医療機関住所等を勘案のうえ、待機車両から配車を行い、当該車両を直ちに向かわせる。
- ③ → 運転手は、医療機関等へ駐車場の確認をするとともに到着予定時刻を連絡のうえ、陽性患者等を患者自宅等へ搬送する。
- ④、⑤ → 患者自宅等へ搬送後は、消毒場所に回送し、車両消毒等を行い、待機する。

【記入例（通常）】

運転日報

車両XXX（ジャパントクシー） 札幌XXXうXX-XX

令和4年10月01日（土） 00:00

運転手1：ああ ああ

運転手3：

～ 令和4年10月01日 24:00

運転手2：いい いい

運転手4：

出発時間	到着時間	運転手	行き先	備考
00:00	06:00	1	待機（〇〇（待機場所））	病院からの依頼時間を記入する。
06:00	06:30	1	病院A(東区北27条東)	
06:30	07:00	1	A宅(西区西町南)	
07:30	08:00	1	●●（消毒場所）	消毒
08:20	12:00	1	待機（〇〇（待機場所））	
12:00	13:00	2	待機（〇〇（待機場所））	
13:00	13:30	2	病院B(北区北14条西)	12:35
14:00	14:30	2	B宅(北区麻生町)	
15:00	15:30	2	●●（消毒場所）	消毒
15:50	20:00	2	待機（〇〇（待機場所））	
20:00	20:30	2	病院C(白石区菊水4条)※1	18:00
20:30	21:00	2	C宅(白石区南郷通北)	
21:00	21:30	2	●●（消毒場所）	消毒
21:50	24:00	2	待機（〇〇（待機場所））	
健康チェック： <input checked="" type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり			特記事項 ※1_20:30到着時間指定	
アルコールチェック： <input checked="" type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり				
1日走行距離：		51 km		

【記入例（日をまたいだ場合）】

運転日報

車両XXX（ジャパントクシー） 札幌XXXうXX-XX

令和4年10月01日（土） 00:00

運転手1：ああ ああ

運転手3：うう うう

～ 令和4年10月02日 02:00

運転手2：いい いい

運転手4：

出発時間	到着時間	運転手	行き先	備考
00:00	06:00	1	待機（〇〇（待機場所））	
06:00	06:30	1	病院A(東区北27条東)	05:40
06:30	07:00	1	A宅(西区西町南)	
07:30	08:00	1	●●（消毒場所）	消毒
08:20	12:00	1	待機（〇〇（待機場所））	
12:00	13:00	2	待機（〇〇（待機場所））	
13:00	13:30	2	病院B(北区北14条西)	12:35
14:00	14:30	2	B宅(北区麻生町)	
15:00	15:30	2	●●（消毒場所）	消毒
15:50	20:00	2	待機（〇〇（待機場所））	
20:00	20:30	2	病院C(白石区菊水4条)※1	18:00
20:30	21:00	2	C宅(白石区南郷通北)	
21:00	21:30	2	●●（消毒場所）	消毒
21:50	23:50	3	待機（〇〇（待機場所））	
23:50	00:30	3	病院D(西区山の手5条)※2	
00:30	01:00	3	D宅(中央区南6条西)	
01:00	01:30	3	●●（消毒場所）	消毒
01:50	02:00	3	待機（〇〇（待機場所））	
健康チェック： <input checked="" type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり			特記事項 ※1_20:30到着時間指定	
アルコールチェック： <input checked="" type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり			※2_00:30到着時間指定	
1日走行距離：			81 km	

車両・消毒回数等内訳明細書（10月度）

業務名	新型コロナウイルス感染症陽性患者等帰宅等支援事業
-----	--------------------------

日付	XX1号車					XX2号車					XX3号車					XX4号車				
	出	待	消	人	備考	出	待	消	人	備考	出	待	消	人	備考	出	待	消	人	備考
10月1日 (土)	○		2	2		○		1	1		○		1	1		○		2	2	
10月2日 (日)	○		1	1			○	0	0		○		0	0	出発後キャンセル有	○		2	2	
10月3日 (月)	○		1	1		○		1	1		○		1	1			○	0	0	
10月4日 (火)	○		1	1			○	0	0		○		1	1			○	0	0	
10月5日 (水)		○	0	0		○		1	1		○		1	1		○		2	2	
10月6日 (木)		○	0	0			○	0	0		○		1	1		○		2	2	
10月7日 (金)	○		1	1		○		1	1		○		1	1		○		2	2	
10月8日 (土)	○		1	1			○	0	0		○		1	1			○	0	0	
10月9日 (日)	○		0	0	出発後キャンセル有	○		1	1		○		1	1			○	0	0	
10月10日 (月)	○		1	1			○	0	0		○		1	1			○	0	0	
10月11日 (火)	○		1	1		○		1	1		○		1	1		○		2	2	
10月12日 (水)	○		1	1			○	0	0		○		1	1		○		2	2	
10月13日 (木)	○		1	1		○		1	1		○		2	2		○		2	2	
10月14日 (金)	○		1	1			○	0	0			○	0	0		○		2	2	
10月15日 (土)	○		1	1		○		1	1			○	0	0			○	0	0	
10月16日 (日)	○		1	1			○	0	0			○	0	0			○	0	0	
10月17日 (月)	○		3	4		○		1	1			○	0	0		○		2	2	
10月18日 (火)	○		1	1			○	0	0			○	0	0		○		2	2	
10月19日 (水)	○		1	1		○		1	1			○	0	0		○		2	2	
10月20日 (木)		○	0	0			○	0	0			○	0	0		○		2	2	
10月21日 (金)		○	0	0		○		0	0	出発後キャンセル有		○	0	0		○		2	2	
10月22日 (土)		○	0	0			○	0	0		○		1	2		○		2	2	
10月23日 (日)		○	0	0		○		1	1		○		1	2			○	0	0	
10月24日 (月)	○		1	1			○	0	0		○		1	2			○	0	0	
10月25日 (火)	○		1	1		○		1	1		○		0	0	出発後キャンセル有		○	0	0	
10月26日 (水)	○		1	1			○	0	0		○		1	1		○		2	2	
10月27日 (木)	○		1	1		○		1	1		○		2	2		○		2	2	
10月28日 (金)	○		1	1			○	0	0		○		1	1		○		2	2	
10月29日 (土)	○		2	2		○		1	1		○		1	1		○		2	2	
10月30日 (日)	○		1	1			○	0	0		○		1	1			○	0	0	
10月31日 (月)	○		1	1		○		1	1		○		2	2		○		2	2	

計				
出動あり	25	16	23	20
出動なし待機	6	15	8	11
消毒回数	28	15	24	40
搬送人数	29	15	27	40

※稼働状況の凡例 出：出動あり 待：出動なし待機 消：消毒回数 人：搬送人数

集計表(10月度)


業務名		新型コロナウイルス感染症陽性患者等帰宅等支援事業				
No.	号車	出動日数	待機日数	消毒回数	搬送人数	備考
1	X X 1	25	6	28	29	出発後キャンセル1回
2	X X 2	16	15	15	15	出発後キャンセル1回
3	X X 3	23	8	24	27	出発後キャンセル2回
4	X X 4	20	11	40	40	
5	X X 5	15	16	17	17	
6	X X 6	12	19	15	15	
7	X X 7	20	11	20	20	
8	X X 8	10	21	13	13	
計		141	107	172	176	

【 事故発生時の対応 】

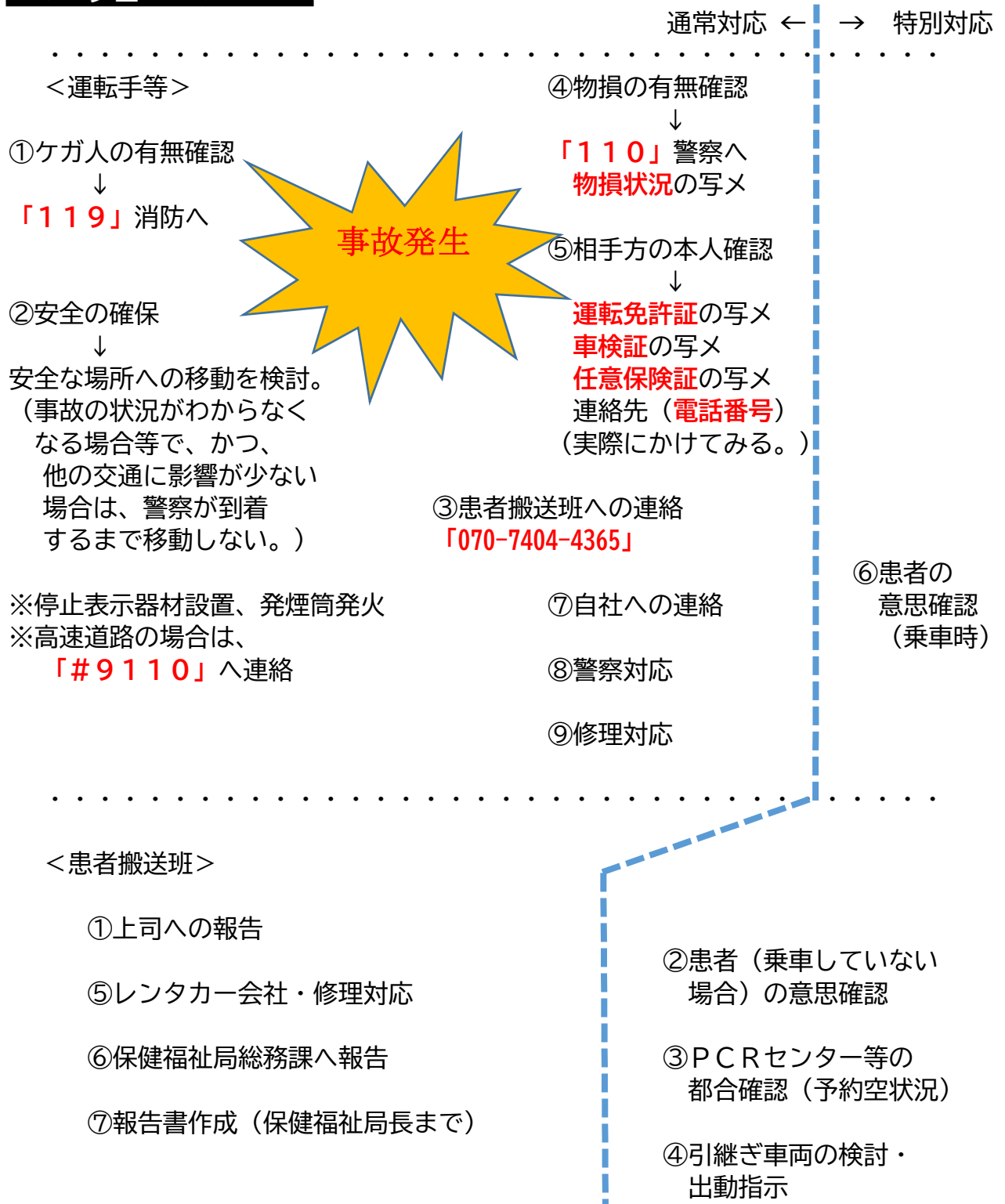
< 全般 >

- ・事故が発生した場合は、ケガ人の救助、救急車の要請、警察への連絡、事故相手の確認、事故状況の記録等、通常考えられる事故対応にあたってください。
- ・ケガ人の救助にあたって、**新型コロナウイルス感染症陽性患者等**（疑い等を含む。以下「陽性患者等」という。）の救助の際は防護服等を着用のまま実施し、陽性患者等の以外の救助の際は防護服等を脱いで実施してください。脱いだ防護服等は、搬送車両内に他者が触れないような状態で置いてください。
- ・救急車の要請、警察への連絡、事故相手との接触にあたっては、**陽性患者等の搬送車両**であることを伝えてください（消防、警察は、防護服等着用のうえ現場に来ます。）。
- ・パターンは、次の6通りを想定しております。
 - (1) 基地出発後、陽性患者宅等へ到着前（一度も陽性患者等を乗せていない状態）
 - (2) 患者を乗せている状態で、搬送先（PCRセンター、病院、宿泊療養施設等）へ到着前
 - (3) 患者を乗せている状態で、搬送先からの帰路（自宅、病院等）へ到着前
 - (4) 患者の送迎を終え、患者を乗せていない状態で、基地（消毒場）への到着前
 - (5) 基地内・駐車場での物損事故（車両消毒済み）
 - (6) 高速道路上での事故

< 連絡先 >

- | | | | |
|-------------------|----------------------|---|---|
| ・消 防 | 119 |  | ～ 新型コロナウイルス感染症陽性患者等の搬送車両 であることを伝えたくて、事故の説明をしてください。 |
| ・警 察 | 110 | | |
| ・保健所 | 070-7404-4365 | ～ 患者搬送班代表電話。事故対応及び代替車両の派遣等の検討。 | |
| ・法人各社 | | ～ 法人タクシー等の場合。 | |
| ・高速道路上の非常電話(24時間) | | | 1 kmおきに設置 |
| ・道路緊急ダイヤル(24時間) | #9910 | | 高速道路 |
| ・東日本高速道路(株)北海道支社 | 011-896-5301 | | |

< フロー >



< 現場で確認する事項 (主なもの) >

- ・ ケガの程度
- ・ 事故の時間
- ・ 事故の場所 (住所、交差点か直線道路か、路面状況、信号の状況等)
- ・ こちらや相手車両が停止していたか、動いていたか等
- ・ 付近の車両や歩行者の状況
- ・ 車両が自走可能か、ドアの開閉が可能か等

< パターン（１）基地出発後、陽性患者宅等へ到着前（一度も陽性患者等を乗せていない状態） >

通常対応 + 患者の意思確認 + PCRセンター等都合確認 + 引継ぎ車両検討
(患者搬送班) (患者搬送班) (患者搬送班)

消防、警察へは、新型コロナウイルス感染症陽性患者等の搬送車両であるが、陽性患者等をまだ乗せていないことを伝えたいので、事故の説明をしてください（運転手等が防護服等を着用しているため。消防、警察は、防護服等の着用はしない。）。

また、事故処理には時間がかかるため、患者の意思（この後、検査等に行くかどうか）と、PCRセンター等受け入れ側の都合の確認のうえ、患者の意思を尊重し対応を検討する流れとする。

患者搬送班では、PCRセンター等受け入れ側の都合や引継ぎ車両の都合等を勘案し、後の行程を作成・指示する。

< パターン（２）患者を乗せている状態で、搬送先（PCRセンター、病院、宿泊療養施設等）への到着前 >

通常対応 + 患者の意思確認 + PCRセンター等都合確認 + 引継ぎ車両検討
(運転手) (患者搬送班) (患者搬送班)

消防、警察へは、新型コロナウイルス感染症陽性患者等の搬送車両であることを伝えたいので、事故の説明をしてください（消防、警察は、防護服等を着用してくる。）。

また、事故処理には時間がかかるため、患者の容態が即病院への搬送が必要という状態でなければ、患者の意思（この後、検査等に行くか、自宅へ戻るか）と、PCRセンター等受け入れ側の都合の確認のうえ、患者の意思を尊重し対応を検討する流れとする。

患者搬送班では、PCRセンター等受け入れ側の都合や引継ぎ車両の都合等を勘案し、後の行程を作成・指示する。

< パターン（３）患者を乗せている状態で、搬送先からの帰路（自宅、病院等）への到着前 >

通常対応 + 引き継ぎ車両検討
(患者搬送班)

消防、警察へは、新型コロナウイルス感染症陽性患者等の搬送車両であることを伝えたいので、事故の説明をしてください。

また、事故処理には時間がかかるため、患者の容態が即病院への搬送が必要という状態でなければ、患者を自宅等へ早めに搬送するため、患者搬送班に連絡のうえ、引継ぎ車両の出動を要請する。

< パターン（４）患者の送迎を終え、患者を乗せていない状態で、
基地（消毒場）への到着前 >

通常対応。

消防、警察へは、新型コロナウイルス感染症陽性患者等の搬送車両であることを伝え、事故の説明をしてください。

< パターン（５）基地内・駐車場での物損事故（車両消毒済み） >

他車両・施設への影響を確認のうえ、患者搬送班へ連絡する。

< パターン（６）高速道路上の事故 >

★ 本線、路肩を**歩き回らない**！

★ 後続車に**合図**を！

★ 降車し、安全な場所へ**避難**を！

・高速道路上の非常電話(24時間)

・道路緊急ダイヤル（24時間）

#9910

速やかに車を路肩に移動してください。

ハザードランプ点灯、

停止表示器材設置、

発煙筒を発火

車の中に留まることは危険。

ガードレールの外側などに待避する。

陽性患者等とは3 m程度離れる。

1 kmおきに設置されている。

新型コロナウイルス感染症陽性患者等の搬送車両であることを伝える